

平成21年(行ウ)第16号

原 告 宮 部 龍 彦  
被 告 東 近 江 市

第 1 準 備 書 面

平成22年1月29日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

第1 被告の主張に対する認否

- 1 被告答弁書の第3の1について  
認める。
- 2 同2について  
争う。
- 3 同3について  
1段落目については認め、その余は争う。
- 4 同4について  
争う。
- 5 同5について  
認める。
- 6 同6について  
本件とは無関係なので証明しない。
- 7 被告準備書面の1について  
争う。
- 8 同2について  
争う。
- 9 同3について  
被告の主張は、条例の情報公開請求が条例外というものであって、齟齬があ

るので釈明の必要はないと思料する。

#### 10 同4について

争う。

### 第2 被告の答弁書および準備書面に対する反論

#### 1 被告答弁書の第3の2について

被告が提出した意識調査は、本件情報が公開されることにより、個人の権利利益が侵害されることの証拠としての信頼性に乏しいものである。本件情報は、隣保館・教育集会所が設置された東近江市内の石塔地区、梅林地区、御園地区、野口地区、小脇町宮地区、平田地区（以降「市内6地区」という）に関するものであるが、意識調査中の「同和地区」はどこを指すのか曖昧であり、市外や県外の同和地区も含んでいると考えられるし、映画や啓発ビデオに出てくるような、過去の状態や、想像上の同和地区を想定して回答する人がいることも十分に考えられる。

また、あくまで意識に対する調査であって、実際の行動を調査したものではないし、質問の仕方次第でもいくらでも結論を誘導することができるし、結果も恣意的解釈することができる。実際のところ、被告が示した意識調査は、同和対策事業や教育事業を継続する理由付けのために、定期的に部落差別を蒸し返すために存在するようなものである。調査を装ってはいるが、市内6地区の住民を就職、進学、結婚等で差別したり、県内の同和地区の物件は買い控えるのが常識であると、暗に市民に宣伝している。

被告が言うように、身元調査ができるとすれば、むしろ市内6地区が公知のものであるという証拠である。また、戸籍謄本や抄本や住民票に「同和地区出身」と書いてあるわけではないので、それらの書類の不正取得は同和問題とは関係がない。

#### 2 同第3の3の2段落目について

被告の主張は、公開条例第7条（6）の事務事業遂行情報に該当するという趣旨であると考えられるが、本件処分の理由とはされていない。

### 3 同第3の4および、被告準備書面の1について

これらは、実質同様のことを主張しているため、まとめて反論する。

被告の主張が事実であったとしても、実質は市内6地区のことを指して、そこで家を買って住むと差別対象になり、そこで結婚して出来た子供は同和地区出身者として差別対象になるという現状を述べているに過ぎず、本件情報の公開との因果関係がない。

一方、原告が平成21年12月15日に野口地区、小脇町宮地区、平田地区で現地を調べたところでは、公道に隣保館、教育集会所の位置を示す案内板があり、住宅案内図により住民の個人名も公にされている（甲第7号証）。このことから、少なくとも3地区に関しては、そこに住んでいることが明らかになることは、被告が言うほど深刻なものではなく、案内板や住宅案内図がない不便さに比べれば、些細な問題だと言える。

また、被告は東近江市個人情報保護条例の定義する個人情報であるという趣旨の主張をしているが、本件情報は公の施設の名称と位置であり、特定の個人とは結びつかないため、個人情報ではない。

### 4 被告準備書面の2について

条例の内容は、現に容易に入手できるかどうかに関わらず公のものである。

なぜなら、法令の公布は、法令の内容を全ての人が知りうる状態にあると、擬制がなされるものである（最大判昭和33年10月15日は、「一般国民の知り得べき状態に置かれ」たものが、公布されたものとしており、そのことについては擬制を許容せざるを得ないという趣旨の意見がある）。そして、東近江市を含む多くの自治体は、条例を相当期間掲示場に掲示することを公布の方法としており、条例がホームページで公開されているか否かは、条例が公のものかどうかということとは無関係である。

また、現行条例（甲第5号証の1、甲第5号証の2）は附則において、本件文書を参照しており、本件文書の内容が公であることを前提として成立しているものである。

なお、公開条例第7条第1号ただし書きアは、被告がいう「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」ではなく「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。

### 5 同4について

被告は本件処分は政治的判断に基づくものではないというが、政治的判断である。

本件は、選挙で支援を受けるため、西澤久夫市長と部落解放同盟が、同和地区問い合わせは差別事件として扱うという趣旨の政策協定を結んでしまったため、いわゆる「引っ込みがつかなくなってしまった」事案である。本件文書が公開することで西澤久夫市長と部落解放同盟が政治的な意味で若干の不利益を被るというだけのことである。逆に、本件文書を公開しなかったからと言って、誰の利益を守ることにもならないのは明らかである。

### 証拠方法

#### 1 甲第7号証 野口地区、小脇町宮地区、平田地区で撮影した写真

### 付属書類

#### 1 甲第7号証の写し 2通

甲第7号証



甲第 7 号証



# 甲第7号証

